

装管調第77号
27.10.1
一部改正 装管調第3708号
27.12.9
一部改正 装管調第1784号
29.2.14
一部改正 装管調第4206号
30.3.29
一部改正 装管調第870号
令和5年1月23日
一部改正 装管調第12169号
令和5年7月6日

大臣官房長
防衛政策局長
人事教育局長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について（通知）

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「訓令」という。）第16条に規定された、防衛大臣の承認を要する契約に関し、防衛大臣の承認（以下「大臣承認」という。）を得ようとする場合には、防衛省における契約事務の適正な実施のために、随意契約によらざるを得ない理由に係る大臣官房長等（訓令第2条第2号に規定する大臣官房長等をいう。以下同じ。）及び防衛装備庁長官の判断について大臣承認を得るという趣旨を十分に理解した上、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令の制定に伴う方針等及

び同訓令の運用について（防装調第907号。49. 3. 8）第2第2項第4号アに基づき、以下の要領により実施するものとする。

- 1(1) 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、大臣官房等（訓令第2条第1号に規定する大臣官房等をいう。以下同じ。）及び防衛装備庁の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が調達を実施する場合又は調達が見込まれる場合で、当該調達を随意契約によらざるを得ないと判断した場合には、別紙様式第1により大臣承認を申請するものとする。
- (2) 大臣官房長等及び防衛装備庁長官は、装備品等（訓令第2条第4号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）の本体の部品、附属品及びこれらに関連する役務で、1品目当たりの金額は訓令第16条第1項第1号、第2号又は第3号の金額を超えないが、調達要求時には複数の品目をまとめることにより訓令第16条第1項第1号、第2号又は第3号の金額を超える調達を実施する場合又はそのような調達が見込まれる場合には、あらかじめ別紙様式第1により大臣承認の申請をすることができる。
- 2 大臣承認の事務については、大臣官房長等及び防衛装備庁長官が指定した者（以下「申請担当者」という。）が申請手続を、申請された装備品等及び役務の調達の基本をつかさどる又は調達の業務を総括する防衛政策局運用基盤課長、人事教育局衛生官及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長（以下「物別課長等」という。）が承認手続を行うものとする。
- 3(1) 申請担当者は、大臣承認の申請手続を行う場合、原則として次に掲げる資料を物別課長等に提出又は提示するものとする。なお、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の申請担当者は、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長が指定した課長（以下「担当課長」という。）を通じて申請手続を行うものとする。
 - ア 調達要求書
 - イ 仕様書、調達要領指定書その他仕様の内容を示す資料
 - ウ 公募又は企画競争を実施した場合はその募集要綱又はこれに準ずる資料
 - エ 説明資料（別紙様式第2から別紙様式第5までのうち、申請の理由に対応する様式を選択して作成するものとする。）
 - オ 当該調達を随意契約によらざるを得ないと判断した根拠となる資料
 - カ その他必要な資料
- (2) 申請担当者は、第1項第2号に規定する場合には、申請の時点で提出が可能な前号の資料に加え、別紙様式第6を提出又は提示するものとする。
- (3) 前2号に規定する資料については、物別課長等、申請担当者及び担当課長で調整するものとする。
- 4(1) 物別課長等は、申請担当者から前項に規定する資料の提出又は提示を受

- けた場合には、当該資料を基に、当該調達を随意契約によらざるを得ないことの妥当性を速やかに審査しなければならない。
- (2) 物別課長等は、前号に規定する審査に当たり疑義が生じた場合には、申請担当者として調整するものとする。なお、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の申請担当者は、担当課長を通じて調整するものとする。
 - (3) 申請担当者及び担当課長は、物別課長等から前号に規定する調整を受けた際には、速やかに対応するものとする。
- 5(1) 物別課長等は、大臣承認を得た場合、その旨を通知する手続を行うとともに、防衛装備庁調達管理部長に連絡するものとする。なお、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における調達に係る大臣承認については、担当課長を通じて通知するものとする。
- (2) 物別課長等は、承認手続の結果、当該調達を随意契約によることが適当でないと判断された場合には、申請担当者として、その旨を理由を付して通知するものとする。なお、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における調達に係る大臣承認については、担当課長を通じて通知するものとする。
 - (3) 契約担当官等は、前号の通知を受けた場合には、当該通知に基づき適切な措置をとるものとする。
- 6 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条に規定する単価について予定価格を定める調達においては、訓令第16条第1号、第2号及び第3号に規定する金額は、年間予定総額で判断するものとする。
- 7(1) 訓令第16条第2項の規定による防衛大臣への報告は、別紙様式第7により行うものとする。
- (2) 訓令第16条第3項の規定による防衛大臣への報告は、別紙様式第8により行うものとする。
- 8 物別課長等、申請担当者及び担当課長は、この実施要領の運用について疑義が生じた場合には、防衛装備庁調達管理部長と調整するものとする。
- 9 この通知に定めるもののほか、この通知の実施に必要な事項は、防衛政策局長、人事教育局長及び防衛装備庁調達管理部長が別に定めることができる。

別紙様式第1
発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿

申請者名
(公印省略)

随意契約による調達に関する承認について（申請）

標記について、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第16条に規定する承認を得たく、別紙のとおり申請する。

添付書類：1 別紙
2 ○○○第○○○○号（令和 年 月 日）

申請一覧

No.	申請文書番号	契約担当部署	上申番号又は 諮問事項番号	調達品名	随意契約によらざる を得ない理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※上申番号とは、要求部署から申請者に対して申請した際の申請番号を指す。また、該当する番号が存在しない場合は空欄とする。

高額な随意契約の大臣承認 説明資料(公募)

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される
公募を実施した理由 ^{※1}	
契約の履行に必要な技術・設備等	
審査基準の設定	年 月 日
公募期間	年 月 日 ～ 年 月 日
公募条件	
公募参加希望者数	
うち、参加条件を満たさない参加者数及びその理由	
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3に進じて、具体的かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※2}	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※3} 、契約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※3} 、契約実施機関)	

※1 「公共調達の適正化を図るための措置について」(装管調第107号。27. 10. 1)別紙の1(6)のAからキで該当するもの(単発の契約で常続的公示という形式はとっていないが、調達要求から落札までの間、新規参入者の存在しないことを確認したものは条項の番号(例:(6)ア)、艦船や弾薬に係る調達で参加希望者の契約履行能力の有無を入札に先立ち確認する必要があり公募を実施したものの、結果として契約履行能力のある者が1者だった場合はその旨を記載する。

※2 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※3 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。
随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料(常統的公示)

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される
随意契約によらざるを得ない理由 (類型)	「公共調達の適正化を図るための措置について」(装管調第107号。27. 10. 1)別紙の1(6)のアからキ及び(7)のア又はイの該当するものを記載する。例:(6)ア
常統的公示の開始日	年 月 日
応募条件	
これまでの応募者数	
うち、参加条件を満たさない応募者数及びその理由	
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3に準じて、具体的かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※1}	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常統的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料(企画競争)

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される
企画競争を実施した理由	
審査基準の設定	年 月 日
企画競争募集期間	年 月 日 ～ 年 月 日
企画競争参加条件	
企画競争参加者数	
うち、参加条件を満たさない参加者数及びその理由	
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約とする予定の企業名	
随意契約とする予定の企業が他の参加者より優れていた主な理由	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3に準じて、具体的かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※1}	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料(競争性のない随意契約)

調達品名	
部品、構成品の場合、 本体装備品等名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
随意契約によらざるを得ない理由 (類型)	「公共調達の適正化を図るための措置について」(装管調第107号。27. 10. 1)別紙の1 (7)又は(8)のアからウの該当するものを○で囲む。 (7) ・ (8) ア ・ イ ・ ウ
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3に準じて、具体的かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※1}	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常統的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

高額な随意契約の大臣承認 説明資料

【 公募 ・ 企画競争 ・ その他 】

No.	装備品名	部品番号	調達品名	予定相手方	随契理由	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※ 予定相手方毎に作成すること。

(記載例)

【公募】

No.	装備品名	部品番号	調達品名	予定相手方	随契理由	備考	
1	F-2	12345-10301	ACTUATER MLG-R	川崎重工業	公募の結果、応募者は1社しかなく、かつ、 応募者は審査基準を満たしているため		
2		12345-10302	ACTUATER MLG-L				
3		12345-10303	ACTUATER MLG				
4		12345-10311	WHEEL MLG-R				
5		12345-10312	WHEEL MLG-L				
6		12345-10313	WHEEL MLG				
7	F-15	67890-20101	HARNES-11		公募の結果、応募者は2社あったが、審査基 準を満たしているのは予定相手方1社のみ		
8		67890-20102	HARNES-12				
9		67890-20103	HARNES-13				
10		67890-20104	HARNES-14				
11		67890-30700	GENERATOR修理			公募の結果、応募者は1社しかなく、かつ、 応募者は審査基準を満たしているため	
12		67890-40200	高度計修理				

【企画競争】

No.	装備品名	部品番号	品名	予定相手方	随契理由	備考
1	F-2	12345-00024	FLAME-24	川崎重工業	企画競争の募集を行ったが、応募者は1社し かなく、かつ、応募者は審査基準を満たして いるため	
2		12345-00025	FLAME-25			
3		12345-00026	FLAME-26			
4		12345-00027	FLAME-27			
5		12345-00110	PANEL-10			
6		12345-00111	PANEL-11			

【その他】

No.	装備品名	部品番号	品名	予定相手方	随契理由	備考

※ 予定相手方毎に作成すること。

高額な随意契約の大臣承認 説明資料

【 ライセンス国産品 】

No.	装備品名	部品番号	調達品名	予定相手方	ライセンサー	ライセンス期間	政府関与	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

※ 予定相手方毎に作成すること。

緊急調達に係る大臣報告

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
調達要求日	年 月 日
契約締結日	年 月 日
当該装備品等又は役務が 必要な時期(納期) ^{※1}	年 月 日
当該装備品等又は役務が製造 請負契約の場合、製造期間 ^{※1}	約 日間
緊急要件	「自衛隊法」(昭和29年法律第165号)第6章に規定する 自衛隊の行動・故障修理・安全対策・その他
緊急に必要な理由(詳細) ^{※2}	
業態調査の状況(方法、結果等)	
契約方式	一般競争(公告 日)・指名競争(公告 日) ・随意契約(公募・企画競争 実施・未実施)
入札、公募又は企画競争の 場合の条件	
入札、公募又は企画競争参加者数	
他の参加者	
指名随契審査会等実施	年 月 日
主な意見	
契約相手方名	
随意契約の場合はその理由 (公共調達の適正化を図るための措置 について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3に準じて、具体的かつ詳細 な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※3}	有・無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※4} 、契 約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※4} 、 契約実施機関)	

※1 「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)第2条 第4号に規定する
装備品等をいう。

※2 「緊急に必要な理由」については、なぜ調達要求を早められなかったか、なぜ契約締結を遅らせられないのか
という観点から記載すること。

※3 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定に
より大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※4 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常統的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)

随意契約に係る大臣報告

調達品名	
部品の場合、 本体装備品名	
調達要求元機関	
調達実施機関	
契約担当官等	
連絡窓口・担当者	(課室名) (担当者名) (内線番号) (メールアドレス)
調達要求日	年 月 日 ・ 要求前だが当年度の調達が予想される
随意契約について大臣に報告する理由(類型)	「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)第16条第1項第14号、第15号又は第21号のうち該当するものを○で囲む。 第14号 ・ 第15号 ・ 第21号
指名随契審査会等実施	年 月 日 ・ 実施予定(年 月 日) ・ 実施未定
主な意見	
契約締結予定日	年 月 日
随意契約とする予定の企業名	
随意契約の理由 (公共調達の適正化を図るための措置について(装管調第107号。27. 10. 1)付紙第3に準じて、具体的かつ詳細な理由を記載すること。)	
過去の契約実績 ^{※1}	有 ・ 無
前回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	
前々回(契約相手方、契約方式 ^{※2} 、契約実施機関)	

※1 「防衛大臣の承認を要する契約に関する実施要領について」(装管調第77号。27. 10. 1)第1項第2号の規定により大臣承認手続を実施する場合には記載不要

※2 随意契約の場合は、次のいずれかを記載する。

随意契約(公募)、随意契約(常続的公示)、随意契約(企画競争)、随意契約(競争性なし)、随意契約(緊急)